岩手県議会個人情報の保護等に関する条例をここに公布する。

令和4年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県条例第63号

岩手県議会個人情報の保護等に関する条例

## 目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 個人情報等の取扱い (第4条-第17条)
- 第3章 個人情報ファイル登録簿(第18条)
- 第4章 個人情報の開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示 (第19条-第31条)
  - 第2節 訂正 (第32条-第38条)
  - 第3節 利用停止(第39条-第45条)
  - 第4節 審査請求 (第46条-第48条)
- 第5章 死者に関する情報の取扱い等(第49条-第52条)
- 第6章 雑則 (第53条-第58条)
- 第7章 罰則(第59条-第62条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、岩手県議会(以下「議会」という。)が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するとともに、死者に関する情報の保護が重要であることに鑑み、死者に関する情報の適正な取扱い等を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
    - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって

は認識することができない方式をいう。次号において同じ。)で作られた記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

- イ 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
  - ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- (3) 要配慮個人情報 本人(個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下この章から第4章までにおいて同じ。)の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 保有個人情報 議会の事務局の職員(第21条を除き、以下「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、岩手県議会情報公開条例(平成11年岩手県条例第61号)第2条に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。
- (5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (6) 仮名加工情報 次に掲げる個人情報の区分に応じ、それぞれ次に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
  - ア 第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
  - イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること (当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- (7) 匿名加工情報 次に掲げる個人情報の区分に応じ、それぞれ次に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して

得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- ア 第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること (当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
- (8) 独立行政法人等 独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律 (平成15年法 律第57号。以下「法」という。) 別表第1に掲げる法人をいう。
- (9) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- (10) 死者に関する情報 死者に係る情報であって、第1号ア又はイのいずれかに該当するもののうち、公文書に記録されているものをいう。
- (11) 遺族等 死者に関する情報に係る当該死者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子、父母、孫 、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報及び死者に関する情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

- 第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第1項、第16条及び第17条を除き、以下同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。
- 2 議会は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。 (利用目的の明示)
- 第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に 対し、その利用目的を明示しなければならない。
  - (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
  - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
  - (3) 利用目的を本人に明示することにより、議会、議会以外の県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

- 第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が当該受託した業務を行う場合における個人情報の 取扱いについて準用する。

(職員等の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の 取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定す る派遣労働者をいう。以下この条、第49条及び第59条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみ だりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

- 第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものが生じたときは、本人に対し、議長が定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
  - (2) 当該保有個人情報に第21条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

- 第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(次条第1項に規定する保有特定個人情報を除く。以下この条、第30条 及び第39条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は 提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に 侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 議会以外の県の機関、法第2条第8項に規定する行政機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人 の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。

(保有特定個人情報の利用の制限)

- 第13条 議会は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)であって、職員が 組織的に利用するものとして、議会が保有しているもの(公文書に記録されているものに限る。)をいう。以下同じ。)を自ら利用してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定は、保有特定個人情報の利用を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 前条第4項の規定は、保有特定個人情報について準用する。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、利用目的のために又は第12条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第15条 議長は、第三者に個人関連情報(生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。以下同じ。)を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認める

ときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第16条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第55条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。
- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、 削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関 する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託 (2以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者が当該受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第17条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託 (2以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者が当該受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル登録簿

- 第18条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿 (以下「個人情報ファイル登録簿」という。)を作成し、公表しなければならない。
  - (1) 個人情報ファイルの名称

- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第2号において「記録範囲」という。)
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第32条第1項、第39条第1項又は第40条第1項の規定に基づく請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第32条第1項ただし書、第39条第1項ただし書又は第40条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (10) その他議長が定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
  - (1) 次に掲げる個人情報ファイル
    - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬 若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
    - イ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
    - ウ ア及びイに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
  - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録 項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
  - (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル登録簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル登録簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル登録簿に掲載しないことができる

第4章 個人情報の開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定 に基づく開示の請求(以下この章及び第54条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

- 第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項及び第31条第2項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。
  - (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) その他議長が定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定に基づく開示 請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

- 第21条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている 場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
  - (1) 開示請求者(第19条第2項の規定に基づき代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第28条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
  - (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
    - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
    - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
    - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政 執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方 独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職 及び当該職務遂行の内容に係る部分
  - (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開

示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものそ の他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 議会、議会以外の県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議 に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさ せるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 議会、議会以外の県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開 示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ウ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を 困難にするおそれ
- エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地 位を不当に害するおそれ
- オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- キ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するお それ
- (6) 会派の活動に関する情報であって、開示することにより、会派の活動に著しい支障が生ずると認められるもの (部分開示)
- 第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみな

して、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、 開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保 有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

- 第25条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。
- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定に基づき開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

- 第26条 前条各項の決定(以下この章において「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項 の規定に基づき補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この 場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第27条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行 に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示 決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示 請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
  - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
- 2 前条の規定により開示決定等をしなければならない期間については、任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている期間は 、算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第28条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第47条第 3項第3号及び第48条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に 対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定(以下この章及び第62条において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
  - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第21条第2号イ又は同条第3号ただし 書に規定する情報に該当すると認められるとき。
  - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第23条の規定に基づき開示しようとするとき。
- 3 議長は、前2項の規定に基づき意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合に おいて、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決 定後直ちに、当該意見書(第47条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書 面により通知しなければならない。

(開示の実施)

- 第29条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは 次に掲げる方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に 支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
  - (1) 閲覧若しくは視聴又は複製物の交付
  - (2) 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付
- 2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法その他の議長が定める事項を 申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申出は、第25条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第30条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該

- 同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。 (開示請求に係る手数料の徴収等)
- 第31条 議長に対し開示請求をする者は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書1件につき300円の手数料を納付しなければならない。
- 2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の公文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の 規定の適用については、当該複数の公文書を1件の公文書とみなす。
  - (1) 一のファイル(公文書の管理に関する条例(令和4年岩手県条例第20号)第5条第2項に規定するファイルをいう。)にまとめられた複数の公文書
  - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の公文書
- 3 手数料は、第25条各項に規定する通知があった後速やかに納付しなければならない。
- 4 既納の手数料は、環付しない。
- 5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている公文書の写し等の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、議長が定める方法により納付しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

- 第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の 定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章及び次章において同じ。)を請求することができる。ただし 、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
  - (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
  - (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第30条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 第19条第2項の規定は、前項の規定に基づく訂正の請求(以下この章及び第54条において「訂正請求」という。)について準用する。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

- 第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を議長に提出してしなければならない。
  - (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) 訂正請求の趣旨及び理由
  - (4) その他議長が定める事項

2 第20条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(保有個人情報の訂正義務)

第34条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

- 第35条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を 書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 (訂正決定等の期限)
- 第36条 第26条の規定は、前条各項の決定(以下この章において「訂正決定等」という。)の期限について準用する。この場合において、第26条第1項中「15日」とあるのは「30日」と、「第20条第3項」とあるのは「第33条第2項において準用する第20条第3項」と読み替えるものとする。

(訂正決定等の期限の特例)

- 第37条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条において読み替えて準用する第26条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、前条において読み替えて準用する第26条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
  - (2) 訂正決定等をする期限
- 2 前条において読み替えて準用する第26条の規定により訂正決定等をしなければならない期間については、任期満了、議会の解散その他の事由により議長及 び副議長がともに欠けている期間は、算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第38条 議長は、第35条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、 、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号 に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 第19条第2項及び第32条第3項の規定は、前項の規定に基づく利用停止の請求について準用する。

(保有特定個人情報の利用停止請求権)

- 第40条 何人も、自己を本人とする第32条第1項各号に掲げる保有個人情報のうち保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この 条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令の規 定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
  - (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、第13条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
  - (2) 番号利用法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止
- 2 第19条第2項及び第32条第3項の規定は、前項の規定に基づく利用停止の請求について準用する。

(利用停止請求の手続)

- 第41条 第39条第1項又は前条第1項の規定に基づく利用停止の請求(以下この章及び第54条において「利用停止請求」という。)は、次に掲げる事項を記載 した書面を議長に提出してしなければならない。
  - (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
  - (4) その他議長が定める事項
- 2 第20条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(保有個人情報の利用停止義務)

第42条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するため に必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保 有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (利用停止請求に対する措置)

- 第43条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。) に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第44条 第26条の規定は、前条各項の決定(以下この章において「利用停止決定等」という。)の期限について準用する。この場合において、第26条第1項中「15日」とあるのは「30日」と、「第20条第3項」とあるのは「第41条第2項において準用する第20条第3項」と読み替えるものとする。

(利用停止決定等の期限の特例)

第45条 第37条の規定は、利用停止決定等の期限の特例について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは、「第44条」と読み替えるものとする。

第4節 審査請求

(審理員の指名等の適用除外)

第46条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法( 平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

- 第47条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、岩手県情報公開・個人情報保護等審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。
  - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
  - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
  - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書が提出された場合にあっては、弁明書の写し及び当該反論書の写し)を添えてしなければならない
- 3 第1項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- 4 議長は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して裁決をしなければならない。
- 5 前項の裁決は、審査請求がされた日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日)から 90日以内に行うよう努めなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

- 第48条 第28条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
  - (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 死者に関する情報の取扱い等

(死者に関する情報に係る職員等の義務)

- 第49条 死者に関する情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、議会に係る死者に関する情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者において当該受託した業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において死者に関する情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た死者に関する情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。(死者情報の開示請求権)
- 第50条 死者の遺族等は、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する当該死者に係る死者に関する情報(当該遺族等を本人とする保有個人情報に該当するものを除く。)の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は遺族等の委任による代理人は、遺族等に代わって前項の規定に基づく開示の請求(以下「死者情報の開示 請求」という。)をすることができる。

(死者情報の訂正請求権)

- 第51条 死者の遺族等は、当該死者に係る死者に関する情報(次に掲げるものに限る。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該死者に関する情報の訂正を請求することができる。ただし、当該死者に関する情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。
  - (1) 次条第1項の規定によりその例によることとされる第28条第2項に規定する開示決定(以下「死者情報の開示決定」という。)に基づき開示を受けた 死者に関する情報

- (2) 死者情報の開示決定に係る死者に関する情報であって、次条第1項の規定によりその例によることとされる第30条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定に基づく訂正の請求(以下「死者情報の訂正請求」という。) について準用する。 (死者に関する情報の開示等の手続)
- 第52条 死者に関する情報の開示及び訂正の手続については、次項から第4項までに定めるもののほか、前章第1節及び第2節の規定の例による。
- 2 死者情報の開示請求又は死者情報の訂正請求(以下「死者情報の開示請求等」という。)をする者は、議長が定めるところにより、当該死者情報の開示請求等に係る情報によって識別される特定の個人が死亡していることを示す書類その他議長が定める書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長に対し死者情報の開示請求をする者は、死者情報の開示請求に係る死者に関する情報が記録されている公文書1件につき300円の手数料を納付しなければならない。
- 4 前項に定めるもののほか、死者情報の開示請求に係る手数料の徴収等については、第31条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2項	開示請求をする	第50条第2項に規定する死者情報の開示請求をする
	保有個人情報の開示請求	死者に関する情報の同項に規定する死者情報の開示請求
	開示請求書	議長が別に定める請求書
第3項	第25条各項	第52条第1項の規定によりその例によることとされる第25条各項
第5項	開示決定	第52条第1項の規定によりその例によることとされる第28条第2項に規定する開示決定
	保有個人情報	死者に関する情報

- 5 第1項の規定によりその例によることとされる第26条第1項若しくは第36条に規定する開示決定等若しくは訂正決定等又は死者情報の開示請求等に係る不 作為についての審査請求の手続については、次項に定めるもののほか、第4章第4節の規定の例による。
- 6 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第6章 雜則

(適用除外)

第53条 保有個人情報(非開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第54条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求

等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 (個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

- 第55条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。 (審査会への諮問)
- 第56条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(実施状況の公表)

第57条 議長は、毎年度、この条例の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。 (補則)

第58条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第7章 罰則

- 第59条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第16条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第60条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第61条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したと きは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第62条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。